

## 平成16年の高齢者保健福祉施策の展開について

### 1. 介護保険制度の見直しについて

- 介護保険制度は法附則により施行後5年を目途とする制度全般の検証と必要な見直しを行うこととなっている。このため、厚生労働省では、昨年5月から社会保障審議会介護保険部会において審議を開始し、現在、検討を進めているところである。この部会については、本年3月末までに、個別論点に関する検討を終了し、4月から6月にかけて取りまとめを目指した議論を行う予定である。
- また、省内に事務次官を本部長とする「介護制度改革本部」を設置し、介護保険制度を所管する老健局のみならず関係部局が参加する、制度横断的な課題の検討を進めるための体制を整備したところである。障害者保健福祉施策との関係、医療との関係など精力的に検討を進めていくこととしている。
- 現段階では、改正法案は平成17年通常国会への提出を考えており、平成16年はその成案を得るための様々な検討を進めていく年と考えている。上記の検討を進めるに当たっては、保険者である市町村の意見、市町村を支援し事業者指定等の事務を行う都道府県の意見を十分に踏まえたものとしたと考えているので、ご協力をお願いする。また、施行に向けての日程等についても緊密な連携の下、進めていきたいと考えているので、よろしく願います。
- 情報提供については、従来から自治体向けに発信していた「介護保険最新情報」に加え、制度見直しに関連する必要な情報提供については、上記「介護制度改革本部」から行うこととなるので御了知いただきたい。(伝達方法は最新情報と同様)

#### 【見直しの論点】

- 特に介護保険制度施行後、要介護認定者の増加、介護サービス利用者はほぼ倍増する状況にあり、サービス提供を行う事業者数も大きく伸びている。このような中、増大する保険給付費への対応、提供される介護サービスの質の確保は大きな課題である。このため、制度見直しに当たっては、国民に信頼される安定した制度とする持続可能な制度の構築が大きな課題である。
- 介護保険制度は平成15年4月から第2期事業運営期間に入り、制度定着の一つの節目を超えた。施行から3年間の実績データが整いつつある中で、介護保険制度の見直しに当たっては、制度創設時の懸案事項に加え、施行後に新たに生じた課題への対応が必要となる。
- 制度見直しの主な論点は以下のとおりである。

## 〔被保険者の範囲〕

- ◇ 法附則において規定されているように、被保険者範囲は制度創設当初から検討課題として掲げられている。制度の基盤強化のため支え手を増やすという議論、また、支え手を増やした場合に新たに被保険者となる者に対する給付の考え方の整理、さらに現行の障害者保健福祉施策との関係について検討を行う必要がある。

## 〔保険給付の内容〕

- ◇ 要介護認定の状況を見ると要支援及び軽度の要介護の認定が顕著である。そのような中、自立支援に資するサービス提供の確保が課題である。現在検討中である「高齢者リハビリテーション研究会」の検討結果、本年度から実施している未来志向研究プロジェクトなど老人保健健康増進等事業での実証例を踏まえ、予防給付の在り方、効果的な介護予防、リハビリテーションのための給付を検討する必要がある。
- ◇ 在宅と施設のバランスについては、昨年6月に閣議決定された、いわゆる骨太方針においても、「施設サービスにおけるいわゆる「ホテルコスト」等給付と負担のあり方について検討」すべきとされており、居住等の費用に係る保険給付のあり方について検討する必要がある。
- ◇ また、昨年6月の高齢者介護研究会報告で提案されている、生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系について、具体的にどのような形で盛り込んでいくかを検討する必要がある。例えば、小規模・多機能サービス拠点の在り方、自宅、施設以外の多様な「住まい方」の実現、介護保険3施設の機能整理が検討課題である。

## 〔保険者機能、事業運営での市町村の役割〕

- ◇ 現在都道府県が行っている事業者指定、指導監督についての市町村関与の在り方について、自治体の意見を踏まえつつ検討する必要がある。また、市町村の保険料設定の在り方についての検討、介護保険事業計画に「サービス圏域」という概念を導入するための検討を行う必要がある。

## 〔サービスの質の確保〕

- ◇ 良質なサービスが選択され、事業者間のサービスの質に関する競争を進めるための方策について検討する必要がある。具体的には、現在検討を進めている第三者評価の仕組み、介護報酬での評価など法律に盛り込むかどうかを含め検討が必要である。

## 2. 平成16年度の施策の展開

### (1) 介護給付の適正化の推進・介護予防の推進

- 来年度予算案においては、急増する介護給付費に対応する必要な予算の確保を行ったところである。一方、一部市町村においては、第2期事業運営期間初年度において既に介護サービス利用増に対する懸念が発生しているところがある。
- 本年度から実施している介護給付適正化事業については、従前より行われている市町村の一般施策ではなく、サービス利用の適正を確保と市町村の保険運営の安定化を念頭に置いて進められることが必要である。このため、市町村における正確な介護サービス利用の状況把握、事業者からの介護報酬の請求状況の検証、不必要なサービス利用の抑制とともに市町村の介護予防事業との組み合わせや、真に自立支援に効果のあるサービス利用への重点化など、サービスの質の向上・給付費の適正化の両方に実効性のある事業の実施を図っていただきたい。
- 老健局では昨年2月に介護給付適正化本部を設置し、各種施策の推進を図っているところであるが、本年2月からは、各都道府県国民健康保険団体連合会の審査支払いシステムを改善し、保険者等が、要介護認定者や事業者等に関する詳細な情報を入手することができるようになることから、各保険者が、これらの情報を積極的に活用して給付適正化に取り組むよう配慮願いたい。  
あわせて、国民健康保険団体連合会が行っている苦情処理業務を活用し、事業者等に関する情報の収集・提供を通じて、都道府県、保険者における給付適正化の取組を支援していきたいと考えている（詳細については、本年2月に開催する都道府県高齢者福祉・介護保険担当課長会議においてお示しする予定である）。
- また、介護給付の自立支援の効果については、様々な議論がなされているところであり、また、介護給付費の増加への対応としては、そもそも介護が必要でない高齢者を増やすことが必要である。このため、本年は介護予防事業を効果的かつ強力に推進するための体制を整備し、都道府県・市町村に対して積極的に情報提供等を行っていきたいと考えている。（詳細については、本年2月に開催する都道府県高齢者福祉・介護保険担当課長会議においてお示しする予定である。）

## (2) 厳しい財政状況の中での財政運営

- 来年度政府予算案では介護給付について必要な予算を確保したところであるが、一方で、各種事業の見直し、スリム化が求められている。今回の予算編成においては、通常の前算編成作業に加え、国と地方の役割の見直し（三位一体改革）の観点からの補助金等の見直しが行われた。介護保険制度については、市町村が行う要介護認定に係る費用に関する「介護保険事務費交付金」の一般財源化を行うこととなった。老健局では、同時に、認定期間の延長など事務の効率化・簡素化を行うこととしている。
- なお、いわゆる三位一体改革については、平成17年度及び18年度予算編成においても行われるものである。
- また、来年度から軽費老人ホーム事務費補助金、介護予防・地域支え合い事業に係る補助金のうち「生きがい活動支援通所事業」の部分について一般財源化を行うこととしている。